

非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予・免除（事業承継税制）について

- 事業承継税制とは、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場株式会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。
- 2018年度税制改正で、これまでの措置（以下「一般措置」といいます。）に加え、**10年間限定の措置**として、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃**や、**納税猶予割合の引上げ（80%から100%）**等がされた特例措置が創設されました。

【特例措置と一般措置の比較】

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から 2023年3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から 2027年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	雇用確保要件を未達成の場合でも猶予を継続可能	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

問合せ及び申請先：長崎県産業労働部 経営支援課 経営支援班
電話 095-895-2651